

平成31年4月11日  
(2019年)

報道各社様

教育委員会参与

### 職員の処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告します。

#### (1) 事案の概要

西宮市立学校所属の当該職員は、自身が取得した休暇について、学校長決裁後に取得日及び取得日数を改ざんした。その後の人事担当へ報告する書類についても学校長決裁後に改ざんし、欠勤となることを逃れようとしたもの。

#### (2) 対象職員及び処分内容

所 属	職 名	処分日	処分内容	処 分 理 由
市立学校	学校教育事務員 (56歳)	H31.4.11	停職1月	地方公務員法第29条(懲戒) 同法33条(信用失墜行為の禁止)

問合せ：教育人事課長 澤田 幸夫 (TEL 35-3899)